



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課） 1

公布された条例のあらまし

- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（条例第26号）
 - 1 自動車取得税の免税点に関する特例措置の適用期限を延長し、その期限について「平成20年3月31日」を「平成20年5月31日」に改めることとした。（附則第15項関係）
 - 2 自動車取得税の排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車に係る課税標準に関する特例措置の適用期限を延長し、その期限について「平成20年3月31日」を「平成20年5月31日」に改めることとした。（附則第16項及び第17項関係）
 - 3 自動車取得税の車両総重量が3.5トンを超えるディーゼル車のトラック・バス等に係る税率に関する特例措置の適用期限を延長し、その期限について「平成20年3月31日」を「平成20年5月31日」に改めることとした。（附則第19項関係）
 - 4 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。（附則）

条 例

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第26号

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第15項から第17項までの規定及び附則第19項中「平成20年3月31日」を「平成20年5月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階 販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	---